

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 8 月 29 日（金）16 時 53 分～17 時 41 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（5 名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5 名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 7 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	なし 審議会進行時の配付資料 ・ 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 ・ 専門部会審議経過本審報告書（部会長） ・ 公益委員の見解 ・ 鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）	

○ 川口会長

皆様、長らくお待たせいたしました。

ただ今から令和 7 年度第 3 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会の成立等について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条第 2 項によりますと、審議会は、委員の 3 分の 2 以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されております。

本日は委員の 3 分の 2 以上である 15 名の委員にご出席していただき、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、14 名の傍聴希望と報道関係 9 社から取材希望を受け付けており、ただ今、待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立しているということです、これより審議に入りたいと思います。

ただ今、事務局より話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がいらっしゃいます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとして規定されており、7月16日開催の第1回本審において傍聴を認めることとしていますので、事務局は傍聴希望者及び取材関係者を入室させていただきます。

よろしくお願いします。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 川口会長

それでは、議題に入っていきます。

まず、1番目の議題の令和7年度鹿児島県最低賃金の改正審議についてですが、審議の前に事務局から報告等はございますか。

○ 小城賃金室長

現在、事務局にて把握しております全国の結審状況につきましては、ほぼ昨日までの情報でございますが、午前中に開催された第6回専門部会の資料としております。

以上となります。

(川口会長)

ただいまの報告について何かございませんか。

よろしいですか。

(質問等なし)

○ 川口会長

ありがとうございました。

令和7年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月16日に鹿児島労働局長から諮問を受けて鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、6回にわたり審議を行ってまいりましたが、本日10時から開催されました第6回専門部会で結論が出ましたので、松本部会長代理からその報告と審議経過について説明をお願いいたします。

事務局は資料の配付をお願いいたします。

<事務局：資料配布>

○ 松本部会長代理

よろしいですか。

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思いますので、お手元の鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年7月16日、鹿児島県地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方に基づき、最新のデータにより令和5年10月6日発効の鹿児島県最低賃金（時間額897円）は令和5年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、川口俊一、瀬口毅士、松本俊哉。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩田英明、千代森修一、濱上剛一郎。

別紙1

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,026円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日、令和7年11月1日。

別紙2

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について、こちらに関しましては、お手元の配付資料の方をご覧ください。

報告については以上です。

それでは、続きまして、専門部会審議経過本審報告を行います。

お配りした審議経過報告書について、適宜、要旨を抜粋して報告させていただきたいと思います。2番のところの審議経過です。

（1）、第1回専門部会を7月28日に、第2回専門部会を8月5日、第3回専門部会を8月8日、第4回専門部会は8月19日、第5回専門部会を8月21日、第6回専門部会を8月29日に開催した。

第1回専門部会においては意見陳述が行われ、続き、労使各側から今年度の最低賃金改正に当たっての基本的な考え方が表明された。

詳細につきましては、配付の報告書の方をご覧ください。

ページを飛ばさせていただきます。3ページになりますが、(3)から(5)までのところに、第2回専門部会から第4回専門部会において、労使各側から示された基本的な考え方に関する補足説明、それから、金額の提示の経過について記載をされております。

最終ページ、第4ページになります。

(7)のところから、本日の第6回専門部会、ここから読み上げさせていただきたいと思います。

本日の第6回専門部会において、引き続き鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。労働者代表委員からは、83円から6円引き下げた77円(1,030円)が再提示された。

使用者代表委員からは、これまでの提示額64円(1,017円)を堅持する旨が示された。また、効力発生日に係る議論を求める旨が述べられた。

これまで6回にわたって意見の一致に向けた審議を重ねてきたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払い能力等に対する考え方に関きがあり、金額の一致には至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって同専門部会の結論とすることに至った。

結論。

第6回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して、現行最低賃金953円を73円引き上げて、令和7年度の最低賃金を1,026円としたいとの公益委員見解を別添のとおり示して採決した結果、賛成5名、反対3名となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を1,026円に改定すること、効力発生日を令和7年11月1日とすることを同専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここに報告する。

以上で報告を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、松本部長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過についての説明がございましたが、これについて何かご質問、ご意見等はございませんか。

よろしいですね。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りいたします。

本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額1,026円に改正することとしてよろしいでしょうか。

○ 濱上委員

異議あり。

○ 川口会長

異議ありとのご発言もあり全会一致には至らないと判断されることから、採決により決定したいと思いますが、その前に議事の決め方について事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。

以上でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

議事の決め方については、事務局よりただいま説明があったとおりです。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよいか、お諮りします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（公益4名 労側5名 使側0名 合計9名）

ありがとうございます。

続きまして、専門部会の結論につきまして、反対の委員は挙手をお願いいたします。

（公益0名 労側0名 使側5名 合計5名）

ありがとうございました。

採決の結果を申し上げます。

賛成9名、反対5名で、賛成多数により専門部会の結論と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたしますが、何かご意見等ございますか。

使用者の方は、何もよろしいですかね。

○ 濱上委員

要望事項をよろしいですか。

<事務局：要望事項を配布>

○ 川口会長

ただ今、使用者側からの要望事項が配付されたところです。

これについて使用者側から何か補足説明とかございませんか。

よろしいですか。

○ 濱上委員

特にございませんが、裏面まで5項目、よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただ今、使用者側から頂きました要望につきまして、答申文に、施策に関する要望の部分を盛り込み附帯決議として追加してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

異議なしということですので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

事務局の準備ができるまでの間、しばらく休会といたします。

よろしくお願いいたします。

<休憩>

○ 川口会長

それでは、再開いたします。

今、事務局からお配りした答申文の案の黙読を確認のためにお願いいたします。

○ 川口会長

それでは、答申文に対するご意見等ございませんか。

よろしいですかね。

(意見等なし)

○ 川口会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。

局長は前の方にお進みください。

答申文を読み上げます。

令和7年8月29日、鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和7年7月16日付、鹿児島労発基 0716 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月6日発効の鹿児島県最低賃金（時間額897円）は令和5年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格の高騰、加えて価格転嫁が進んでいない等による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう、国、県及び市町村においては最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

記、以下については、別に配布しておりますので、それをご覧ください。

省略いたします。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

別紙1

鹿児島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内の事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,026円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日、令和7年11月1日。

別紙2

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。

- （1）件名、鹿児島県最低賃金。
- （2）最低賃金額、時間額897円。
- （3）発効日、令和5年10月6日。

2、生活保護費。

- （1）比較対象者、18～19歳、単身世帯者。
- （2）対象年度、令和5年度。
- （3）生活保護費（令和5年度）、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）

の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額、92,467円）。

3、生活保護に係る施策との整合性について。

上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

以上です。

ただ今、答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長より挨拶をお願い申し上げます。

○ 永野局長

ただ今、答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7月16日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置をされ、7月28日の第1回専門部会から本日まで、計6回の専門部会が開催をされました。

昨今の物価高や価格転嫁の状況、実質賃金の低下などの状況の下、今年の中央最低賃金審議会の目安答申においては、A、Bランクが63円、Cランクが64円と、昨年度を上回る過去最大の金額が示され、最低賃金に係る話題が連日のように報道されるなど審議に対する注目度が極めて高く、また、猛暑や大雨などの自然災害なども発生する中、長時間に亘る慎重かつ真摯なご審議を重ねていただきまして、本日の第3回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改定に対しての答申をいただいたところでございます。

本年度も、中央最低賃金審議会の日程の関係等から非常にタイトな日程の中での審議会、専門部会の開催となり、川口会長をはじめとする公労使の各委員の皆様には大変なご苦勞をおかけしたと思います。心より感謝を申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申し出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めてまいります。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、そして関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知とその履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業、小規模事業者に対する各種の支援策についても、鹿児島労働局をあげてその周知、説明等に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、これまでの各委員の皆様のご尽力に対し重ねてお礼申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題はその他となっております。

何か委員の方からご意見等ございませんか。

○ 松枝会長代理

公益の松枝です。

議題ではないんですが、意見でもよろしいですか。

○ 川口会長

はい。

○ 松枝会長代理

皆さん長時間お疲れさまでした。公益の松枝でございます。議題ではないのですが、一言意見申し上げたく存じます。

現行の最低賃金法における地方最低賃金の審議の在り方について、もしも中央と意見交換をされる機会がありましたら、県内でのこういった決め方について、またご配慮いただきたいとお伝えいただければと思っております。

私も7年間、この委員をさせていただいておりますが、近年とみに賃上げの機運であったり、いろんな社会情勢の変化に応じて、目安を大幅に上回る上昇、また、影響率も3割を超えて、対象になる方々も7万人を超える方に影響があるということで、非常に注目度も高い。その中で、当初の最低賃金法で想定している最低賃金の決め方というのは現行の実情に合っているのかなというところを、今回、専門部会から外れて皆様方のご苦勞を見る中で思った次第でございます。というところで一つ意見ではございますが、お伝えいただけますとありがたいです。

私からは以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ご意見、ご要望ということで、承らせていただきたいと思います。

他には何かございませんか。

よろしいですか。

(意見等なし)

○ 川口会長

無いうでしたら、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定に係る今後のスケジュールについてご説明をいたします。

本日、答申いただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として答申の内容を公示いたします。

公示に対する異議申出の締切りは、公示の日の翌日から15日目となりますので、9月16日火曜日が締切日となります。

従って、異議の申出があった場合は、異議申出締切日の翌日である9月17日水曜日の午前10時から、この建物の隣にあります法務局が1階に入っている鹿児島第3合同庁舎4階、第1共用会議室にて第4回本審を開催し、異議申出の内容について審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、9月9日火曜日、午前10時から運営小委員会を開催することを予定しております。会場はこの会議

室ではなく、同じく隣の鹿児島第3合同庁舎4階の第1共用会議室を予定しております。なお、この日に結論が得られなければ、さらに運営小委員会の日程調整を行い、審議を重ねていただくことになります。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産別最賃の専門部会の委員推薦公示を行うといった流れになります。産別最賃の専門部会の委員の推薦公示につきましては、9月26日金曜までに推薦していただきたいと考えております。

専門部会の開催時期については、県最賃の審議日程がずれ込んだことから、当初予定しておりました9月下旬からの審議は厳しい状況となっております。10月上旬には審議に入れるよう調整したいと考えておりますが、日程の見直しも考えざるを得ない状況にあることから、皆様方のご理解とご協力をお願いするところでございます。

なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最短での最終結審日が10月30日木曜日となります。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、今後のスケジュールについて事務局から説明がありましたように、今年度は県最賃の審議に時間を要したことから、今後の日程を見直さざるを得ない状況となっているところです。

今後、公示を行い、異議申出があった場合は異議申出締切日の翌日である9月17日水曜日、10時から第4回本審を開催することになりますので、できるだけ多くの委員の出席をお願いいたします。

また、9月9日火曜日、午前10時から運営小委員会を開催予定しております。改正の必要性ありと結論が得られれば、第4回本審における労働局長による諮問を経て、産別最賃の専門部会の委員の推薦を9月26日、金曜日までにさせていただきたいということです。この日程についてもよろしくお願いいたします。

委員の皆様、ただ今の説明等について何かございませんか。よろしいですか。

(意見等なし)

○ 川口会長

他に事務局からはご連絡等何かございますか。

○ 小城賃金室長

ございません。

○ 川口会長

ありがとうございました。

委員の皆様方、他に何かございませんか。

よろしいですか。

(意見等なし)

○ 川口会長

それでは、最後に本日の議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。